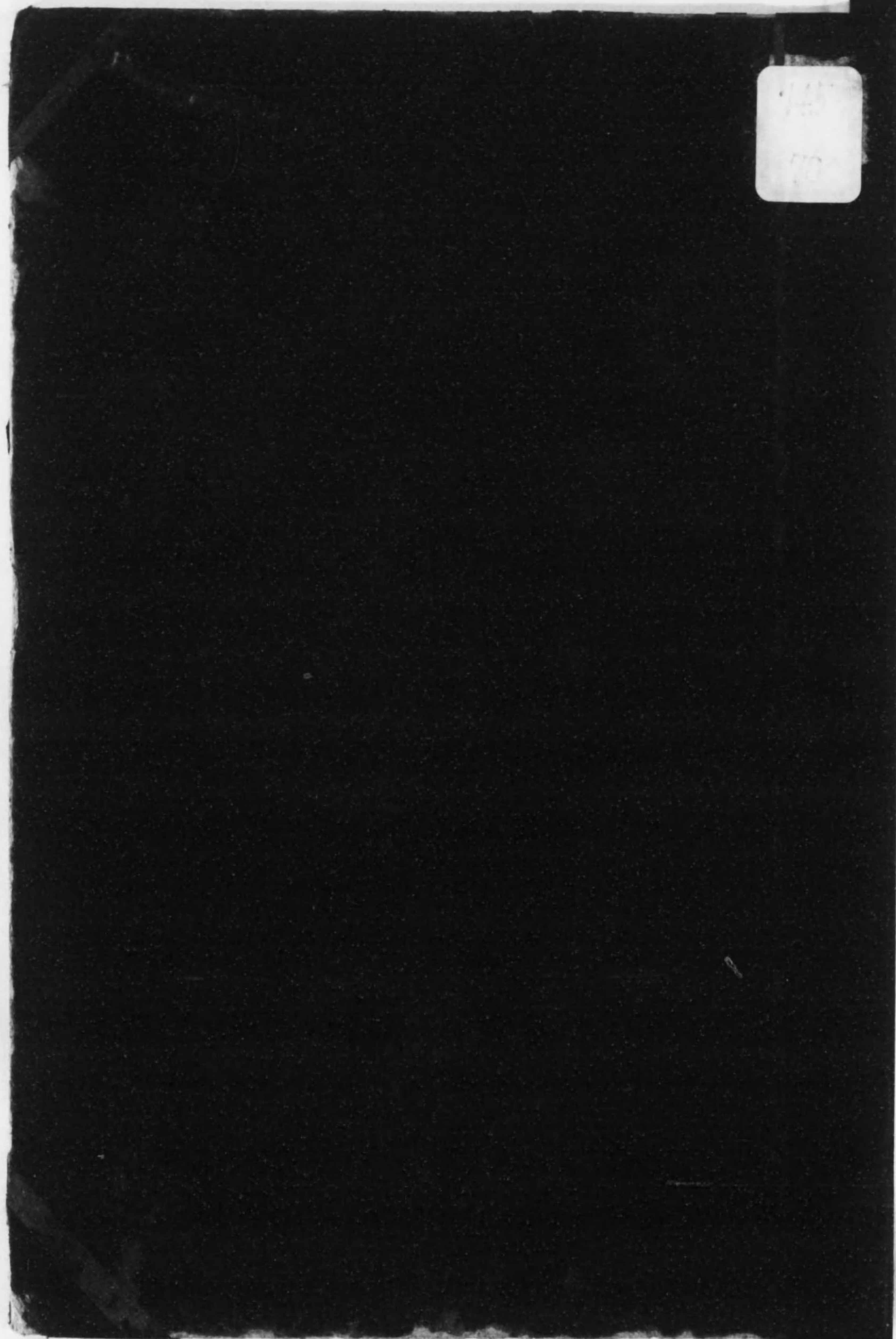
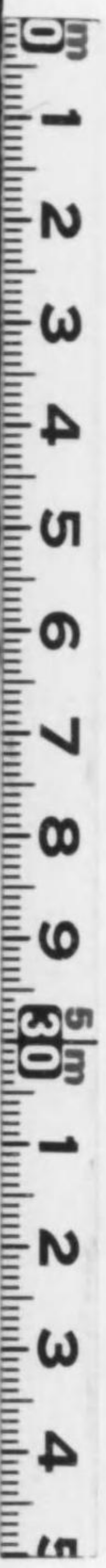


始



職業介紹公報



第三十八號



昭和元年十二月

中央職業介紹事務局

目次

一、職業指導.....一

局報

- 一、營利職業紹介事業取締規則施行ニ關スル件.....五
- 一、營利職業紹介業者事業狀況報告ニ關スル件.....五
- 一、營利職業紹介業者事業狀況通報ニ關スル件.....五
- 一、營利職業紹介事業取締規則ニ關スル件.....五
- 一、日備労働者登録ニ關スル件.....五
- 一、職業紹介法施行規則中疑義ニ關スル件.....六

地方記事

- 一、職業紹介委員設置.....六
- 一、職業紹介事務打合せ.....七
- 一、少年職業紹介事業講習會.....九
- 一、毛糸編物講習會.....一〇

資料

- 一、英國炭坑争議.....一〇
- 一、獨逸に於ける冬期失業補助金制度.....一七
- 一、職業紹介聯絡取扱成績.....一八
- 一、主要地に於ける船員職業紹介狀況.....一九

統計

- 一、大正十五年十一月分職業紹介事業概況.....一九
- 一、同 上 職業紹介月報.....二一
- 一、同 上 日備労働紹介旬報.....二七
- 一、同 上 道府縣外職業紹介成績.....三三
- 一、同 上 家庭職業紹介成績.....三四

職業指導

社會局社會部長 守屋 榮 夫
中央職業紹介事務局局長

誰人でも自己の性能に適應した職業につくことを希望するが實際はなか／＼困難である。一體現下の産業組織は複雑多岐となり、其各部門に對してこれに適應する特殊の性能を要求して居るし、各人は又精神肉體兩方面に於て特異の性能を有して居るものである。そこで各人の性能に従ひ之れに適應する職業に就かせることが出来れば其の人の天分を發揮せしめうることとなり、同時に産業上の能率を高める所以ともなる。斯の如きは職業と各人の性能との最も適當な結合を計る所以であつて、個人の爲にも、産業の爲にも、國家の爲にも、最も望まじきことである。

然るに從來職業選擇の場合を見るに、本人自身が性能と職業との關係に何等考慮を加へることなく只漫然と就職するのが常であり、父兄先輩も之れに對して妥當な忠告を與へることがなかつた。甚だしいものになると經濟上の壓迫に制せられて自己の性能も、就く可き職業の如何も顧みず、只目前の賃銀又は給料の高さをのみ望んで就職する。近來給仕、メッセンヂャーボーイ、電報配達人等一定年齢に達すると轉職を余儀なくさるゝ所謂「行詰職業」を希望するものが多くなりつゝあるが如きは其の實證である。是等は自己の性能に顧みて永久的な職業に就くといふのではないから収入の多寡に依り頻々として轉業するし、轉業しないとしても其の熱心と誠意とを捧げることが出来ない。従つて遂には失業して遂には路頭に迷ふやうになるのである。

少年期の失業は成人の失業よりも恐ろしい。道徳的にも技術的にも教養時代にある。彼等が、中途にして其の教養を轉じ又は廢することゝなれば結局未熟な、いはゞ職業的には片輪な人間となる。産業能率は低下するし延いては不良少年の増加といふ結果を招來するばかりでなく、こうした者は幾歳となつても失業を免れることが出来ない譯である。これが歐米各國に於て少年の職業指導を重大視して居る所以であつて、失業少年の爲に英國等では特に教育所を作つて訓練をなして居る次第である。我が國に於て如何程の失業少年があるかは的確な數字を得ることが困難であるが全國の職業紹介所で取扱つた數字を掲げると左の通であつて、大正十年は四萬人餘であつたものが大正十四年には十四萬人を越して居る。

自大正十年少年求職者調査
至同十四年少年求職者調査

大正十年	二二三、一九一
同十一年	四五三、五四二
同十二年	六七八、一八八
同十三年	九七四、八三二
同十四年	八八九、一六一
計	三、二二八、九五七

全求職者數	二二三、一九一
全求職者中二〇歳以下者	四〇、四五三
全求職者二〇以上者	一七、三
同十一年	七六、八五一
同十二年	一〇七、二〇二
同十三年	二〇六、五八七
同十四年	一四三、二〇一
計	五七四、二九四

少年の職業に關係の深い徒弟制度は今尙存在して居るが昔の様な美風は漸次衰退して來た。従前に於ては少年が徒弟になれば、親方から充分な保護、監督及嚴重な訓練を受けて居つた。そして年期が明けていよいよ親方の膝下から離れる際には一人前の職人として親方から暖簾を分けて貰ひ一般に其の人の人格を認められたものであつた。失業の悲哀も無ければ就職運動もする必要もなく、獨立自營が年期明けの當然の権利と考へられて居

た、従つて親方と徒弟の間も情誼が厚く、其の精神には仲々美しいものがあつた。かゝる徒弟制度は技術者の養成を意味するに止まらず人格の教養を包含するもので所謂職人氣質なるものはかくして養成され、彼等仲間の中に尊重されたのであつた。然し現在の徒弟生活には其の様な美しい精神はすたれて雇傭主も充分な訓練や監督を興ふることなく労働の對價として賃銀や給料を支拂ふのみで、技術者の養成、人格の教養を眼目としてはない、従つて賃銀の多き所に向ひ轉ずるものが多く峻崖を分けて貰ふように心かけるものが多し、此の様な態度は餘り好しく無いものである。時代は刻々に移りつゝあるのであるから舊來の制度を今日の産業組織内に復活せしむるが如きは不可能であるが、せめて徒弟制度に流れて居つた精神だけでも重視するやうにしたものである。そこで現代の少年に對し其の性能に應じた職業を選択せしめ就職中に於て彼等に適當なる保護監督を加へ、技術に練達せしむるばかりでなく、人格を教養して以て善良なる公民たらしめやうとする運動が最近盛んになつて來た。之れが職業指導運動である。之は少年の技術的訓練の上から見ると産業問題であり、小學校に於ける訓練の効果を發揚する點から見れば教育問題であり、少年が人格完成といふ點から見れば道徳問題であり、實業問題の基礎的解決の手段として見れば社會問題である。

外國に於ても職業指導運動はなかく盛んなもので、教育令の中にも、職業紹介法其他の社會的立法のうちにも職業選擇に關する規定を設けたり或はこれが爲に私の職業指導機關に補助金を交付したりして居る。そして一般の傾向として著しいのは教育機關と職業紹介機關とが相互に聯絡提携して活動しつゝあることである。

蓋し教育機關は少年に職業的訓練を施し得るし、少年を養育する教師は其の性能や家庭の事情に就いて良く知り得る長所を持つてゐる。而して職業紹介機關は職業調査に依り各種の職業に必要な性能の何たるかを注意してゐるし又職業紹介網に依つて就職口を全国的に調査が出来るとし、更に性能検査に關する器具を具備して置いて科學的に少年の性能を検査し、學校に於ける兒童成績だけでは不十分な職業的機能を調査を爲しつゝあるが故である。これ實に少年職業指導に兩者の協力を必要とする所以である。

右の趣旨から大正十四年七月八日に社會局第二部長文部省學務局長と連名の依命通牒を發し次の様な施設を講ずることとなつた。

- 一、少年ノ職業選擇指導ノ爲小學校教員、紹介所職員、醫師其ノ他ト密接ナル聯絡ヲ圖リ必要ナル場合ニハ是等ノ者ヨリ組織スル委員會ヲ設置スルコト
- 二、小學校ハ小學校卒業後職業ニ従事セントスル者ニツキ必要アル時ハ卒業前本人ノ學業、體格、性質其他參考トナルヘキ事項ヲ職業紹介ニ通報スルコト
- 三、職業紹介所ハ各職業別ニ依リ勞働需給ノ狀況及求人口ヲ小學校ニ通報スルコト
- 四、求職少年ノ父兄會等ヲ開シ本人ノ性質能力ニ適スル職業ノ選擇ニ付指導誘掖スルコト
- 五、職業選擇ニ付指導シタル結果其ノ職業ニ就職シタル者ニ關シ職業紹介所ハ時々其ノ就職後ノ狀況ヲ調査シ之ヲ關係小學校ニ通報スルコト

この通報の趣旨に基いて全國職業紹介機關は小學校と協力して活動を開始した。各地方職業紹介事務局は便宜の地にある千九百二十五の小學校と聯絡し且つ管内道府縣廳と打合せの上相互聯絡を保つて指導監督に努め道府縣又は市町村若しくは職業紹介所の主催にて協議會、打合せ會、懇談會、講演會又講習會を開催し職業指導乃至職業紹介の知識普及を計り且つ事業實施に關し具體的の打合せを爲した。加ふるに少年職業紹介委員會の設置奨励を促した。かくて設置を見たる所全國十九ヶ所に及び適性検査を準備せる職業紹介所二十三ヶ所に達した。他方中央及地方職業紹介事務局及各職業紹介所はパンフレット又は宣傳ビラを配布して以て一般に對する本運動の趣旨の徹底を計り大正十五年三月卒業すべき少年の職業指導に關するの準備を爲した。

斯の如き計畫の下に全國職業紹介機關は教育機關と相互提携して活動を開始した。そして第一に試みたる活動は我國に於ける職業の調査を爲し其の所要性能其他就職に際し注意すべき諸點を研究したことであつた。第二に百九箇所の各地の職業紹介所が聯絡小學校千九百二十五校の卒業兒童三十

四萬四千八百一人の希望別調査を爲したことであつた。其れに依ると上級學校入學希望者は五割八分五厘家業に従事希望者は二割七分一厘、職業に従事希望者は一割四分四厘あつた。第三に全國百〇九箇所の職業紹介所に於て求職の申込を受けたことであつた。而して其の總計は一萬六千四百〇七人に達した。此等のものゝ希望職業は次の如くであつた。

事務員見習	小工見習	小工見習	計	百分比
男 一、〇〇五	男 二、〇八五	男 二、〇八五	男 五、一七五	一八・三
女 七七六	女 四二七	女 四二七	女 一、五三〇	一八・六
計 一、七八一	計 二、五一二	計 二、五一二	計 五、三〇〇	三三・五
男 一、〇〇五	男 二、〇八五	男 二、〇八五	男 五、一七五	一六・五
女 七七六	女 四二七	女 四二七	女 一、五三〇	一六・五
計 一、七八一	計 二、五一二	計 二、五一二	計 五、三〇〇	一〇〇・〇

第四には職業紹介機關をして求人口を調査せしめたことである。これと同時に(一)事業經營の狀態及業務の性質、(二)就業設備の良否、(三)職業に對する危険の有無、(四)職業に對する將來の進路、(五)勞働條件の適否及雇傭條件履行の確否に就いても留意せしむる所があつた。斯くして得たる求人口は左の通りであつた。

事務員見習	小工見習	小工見習	計	百分比
男 九〇八	男 一、五〇三	男 一、五〇三	男 三、九一四	二二・三
女 二四一	女 四一八	女 四一八	女 一、〇七七	三・八
計 一一四九	計 二、〇二一	計 二、〇二一	計 三、〇七〇	四〇・二
男 九〇八	男 一、五〇三	男 一、五〇三	男 三、九一四	九・七
女 二四一	女 四一八	女 四一八	女 一、〇七七	一〇・〇
計 一一四九	計 二、〇二一	計 二、〇二一	計 三、〇七〇	一〇〇・〇

尙少年の就職に際しては各種の工場、銀行、會社、商店等其他就業場の現場を視察見學せしめたり其他學校に於ける教課の側職業準備知識を修得せしめたりして職業上に關する概念を會得させ、自己の才能發見の機會を興ふることとせしめた。尙講演講習會に依り少年のみならず父兄に對して職業選擇の重要な所以を考慮せしむる所があつた。

更に實際紹介の場合に於ては(一)求人口にして職業の性質上、特に少年の心身の危険を及ぼすか又は危険を及ぼす虞あるもの又は勞働條件が少年に對し荷重なりと認めらるゝものに對して紹介せざることを、(二)雇傭主に對しては(イ)特に職業的指導を興ふるの道を開くこと、(ロ)相等なる福利施設を設くること、(ハ)可成修學又は補習教育を受けしむるの便宜を興ふることを勧奨せしむる所があつた。

斯くして我が職業紹介機關は少年の性能を心理的に醫學的に又教養の上より調査し、更に父兄の希望擔任教師の査定等を基とし少年職業紹介委員會の設置ある局に於ては委員會と協議の上適職を決定して紹介轉旋を爲した。其の數は六千三百一人であつた。細別すると次の通りである。

事務員見習	小工見習	小工見習	計
男 三三三	男 一、一四一	男 一、一四一	男 二、六一五
女 二一五	女 三七二	女 三七二	女 七九九
計 五四八	計 一、五一三	計 一、五一三	計 二、〇六一
男 三三三	男 一、一四一	男 一、一四一	男 二、六一五
女 二一五	女 三七二	女 三七二	女 七九九
計 五四八	計 一、五一三	計 一、五一三	計 二、〇六一

見	三、五三一	四、二七三	一、九〇〇	五、四五	二、四四五
計	七、一七〇	八、七三	二、三〇〇	六、〇五	八、三五
他	三、一七	七、五三八	九、七〇八	四、五一九	一、七八二
					六、三〇一

尚之等就職児童に對しては教育機關と協力して、保護指導を與ふる事にし、必要と認むる期間中隨時少年に就いて(一)現在に於ける業務の適否(二)労働條件履行の状況、(三)就職後業務便達の程度、(四)就職後精神上及身體に及ぼす影響、(五)職業に對する感想、(六)其他必要と認むる事項に就いて調査し併せて保護監督指導の方法とした。

今回の小學校卒業児童に對する職業指導乃至紹介は我が國最初の試みであるが、本事業の性質から見て教育機關の活動と協力とを必要とする。職業紹介機關のみにて高全の効果をあげ得ざる所である。幸にして教育家の熱誠なる後援と職業紹介所職員が目覚ましい活動に依つて此の如き成績をあげ得たるのは誠に喜ばしいことであつた。

本問題に關しては尙種々考慮すべきものがある。従つて既に東京、大阪名古屋の各地方職業紹介委員会に對し、内務大臣より「少年職業紹介ニ關シ一層其ノ實績ヲ學クルニ最モ適切有效ナル施設如何」との諮問があつたが此れに對し慎重審議の上目下答申作成中である。追て中央職業紹介委員会にも此の問題に就いて諮問さるゝ事と思ふが兎に角問題に對しては朝野共に慎重に考慮し以て少年職業選擇を誤り勿らしむに努めなければならぬのである。

惟ふに本事業は組織あり系統ある活動に依らなければ成績をあげることが出来ないことは自明の理である。いかに學校の訓練が優秀であつても、性能に適應せざる職業に就くならば教育の効果は空しきものとならう。又機伶性能に適應したる職業に就いたとしても就職後の指導宜しきを得ざれば眞の効果をあらはすことが出来ないであらう。要は學校教育、職業の選擇、就職後の保護監督の三者が最も適當に實施されることである。三者が組織的系統的に行はる時始めて本事業は高全の効果を發揚し得らるゝであらうと思ふ。従つて少年職業指導の爲には教育制度の改善も必要であり、教育機關とのより緊密なる相互提携も望ましいし、及び、職業紹介所の内容充實、少年職業紹介委員の設置獎勵等も缺くことが出来ない。

日本全國小學校数は二萬五千五百八十二校あり尋常小學校卒業生百四萬七千三百八十三人ある。又高等小學校第一學年修了者が五十六萬九千八百七人ある此の中等常小學校卒業生中二十八萬九千二百九十二人は上級學校に入學せざる者であるから卒業後直ちに職業に就く者とする事が出来やう、又高等小學校第一學年修了者四十四萬八千九百七十七人は高等科に進入する者にて、四萬八千四百七十七人は上級學校に入學せざるものである(以上は大正十一年現在)此等の児童は高等小學校卒業後又は高等小學校第一學年修了後直ちに職業に就くものと假定すれば合計七十八萬六千六百七十六人に達するであらう。此の中にはその性能により農業に商業に或は工業に就くであらうが、其の際に當つて教師なり父兄なり、職業紹介機關なりが彼等に對して適當なる方向を指示し適當なる訓練を與ふる事は彼等少年の福祉たるに止まらず、實に我が産業の能率をあげる所以であり、延ひいて國家の進展に多大なる貢獻を爲すに違ない。

本年度の企てに於ては聯絡小學校は全體の七分強しか達しない。然して就職者の数は就職す可き小學校卒業生の極めて一部分に過ぎなかつた。それは創業の際のことで致し方がなかつたのであるが、來年はもつと就職児童數が増加するに至るであらうと信ずる。しかしながらいくら就職児童數が増加したからといつて本事業の成功だといふ譯にはいかない、要は就職後の保護監督指導が遺憾なく行はれて彼等が技術上にも格段の進歩を見、人格的にも向上を見て善良なる公民となるやうにあらねばならぬ此の如きは今後に於ける教育機關の活動に俟たねばならぬことであるし又職業紹介機關の活動を要することであるし、更に各種産業機關の關係者の協力に俟たねばならぬことである。希ば一般社會が少年職業指導の眞意義を理解して其の發達進歩に對して同情と援助とを寄せられざらんことを切望に堪へぬ次第である。

局 報

○營利職業紹介事業取締規則
施行ニ關スル件

(大正十五年十二月一日發社第三五九號社會局長ヨリ地方長官宛)
明年一月一日ヨリ大正十四年十二月内務省令第三十號ノ標記取締規則施行相成ニ付テハ大正九年十月六日附發乙第七十號並ニ大正十二年八月十四日附發二部第四九二號ノ通牒ニ基テ職業紹介事業者成績調査報告ハ本年十二月分迄トシ明年一月以後ノ事業狀況ニ付テハ同令第十一條ニヨリ中央職業紹介事務局局長宛通報相成様致度
追テ右通報ニ際シテハ貴管下ニ於ケル營業者總數並ニ其ノ月取扱營業者數ヲ引續キ附記相成度申添候

○營利職業紹介事業者事業狀況
報告ニ關スル

(大正十五年十二月一日發社第三五九號ノ二社) (會局社會部長ヨリ中央職業紹介事務局局長宛)
明年一月一日ヨリ營利職業紹介事業者取締規則施行相成ニ付テハ同令第十一條ニ依リ地方長官ヨリ事業狀況ノ通報ヲ受理シタルトキハ之ヲ取纏メ別表様式(省略)ニ依リ毎月二十日迄ニ前月分ヲ報告相成度
追テ本件ニ關シテハ地方長官ニ對シ別紙寫ノ通り及通牒置候條御了知相成度申添候

○營利職業紹介事業者事業狀況
通報ニ關スル件

(大正十五年十二月三日發調第七二號中) (中央職業紹介事務局局長ヨリ地方長官宛)
明年一月一日ヨリ營利職業紹介事業者取締規則施行相成候ニ付テハ同令第十一條ニ依リ所轄警察官署ヨリ事業狀況ノ報告ヲ受理シタルトキハ之ヲ取纏メ規定様式(別表ノ五)ニ依リ毎年十五日迄ニ前月分ヲ通報相成度
追テ右通報ニ際シテハ貴管下ニ於ケル營業者總數並ニ其ノ月取扱營業者數ヲ附記相成度申添候

○營利職業紹介事業者取締規則
ニ關スル件

(大正十五年十二月三日發業第三十六號中央職業紹介事務局局長ヨリ地方長官宛) (會局社會部長ヨリ中央職業紹介事務局局長宛)
大正十四年十二月内務省令第三〇號營利職業紹介事業者取締規則ハ大正十六年一月一日ヨリ施行可相成候就テハ同規則施行ニ關スル命令ヲ公布サレタル場合及爾後之カ變更ノ場合ハ其都度速カニ御通報相煩度

○日備労働者登録ニ關スル件

(大正十五年十二月四日中央職業紹介事務局局長ヨリ東京、京都、大阪、神戸、名古屋、横濱、市長宛)
本年度失業救済土木事業施行ニ伴フ日備労働者ノ登録ヲ行フ場合ニハ左記各項調査ノ上別紙様式ニ依リ登録ノ切後速ニ報告相成度
年 氏 性 別 名 齡 (數ハ年ニテ可)

原籍 (朝鮮人ハ其旨附記ノコト) (府縣別ニテ可)
 教育程度
 前職
 生活様式 (獨身、家族特別ノコト)
 大正十五年度失業救済土木事業施行ニ伴フ日傭労働者登録ニ關スル調査報告

- 一、登録ノ期間何日(自大正十五年 月 日)
- 二、取扱時間(自午前 時 至午後 時)
- 三、登録ノ資格、方法、場所
- 四、登録者總數(内譯女)
- 五、年齢別 (二十歳以下、二十歳以上三十歳マデ、三十歳以上四十歳マデ、四十歳以上五十歳マデ、五十歳以上六十歳マデ、六十歳以上七十歳マデ、七十歳以上)
- 六、原籍 別道府縣別、男女別ノコト(朝鮮人ハ其旨附記ノコト)
- 七、教育程度 (全ク文字ヲ解セザル者、尋常小學校卒業以上、中等學校卒業以上、ノ四種ニ分テ各男女別ノコト)
- 八、前職 (男女別ノコト)
- 九、生活様式(獨身、家族特別、男女別ノコト)

○職業紹介法施行規則中疑義ニ關スル件

(大正十五年十二月二十二日職業第八二九號中央職業紹介事務局長ヨリ東京地方職業紹介事務局長ヘ)
 標記ノ件ニ付貴管下水戸市職業紹介所長ヨリ別紙ノ通り直接伺出有之候處右ハ左記ノ通被認候條貴局ヨリ可然指示相成度

一、處務規程中ニ職員定數ヲ明記シ處務規程トノ職員定數ヲ併セ認可

ヲ受クルハ差支ナシ、從テ別途報告又ハ届出ヲ要セスト認ム
 二、職業紹介法施行規則中ニ所謂職業紹介所ノ職員中ニハ囑託、雇員等ト雖モ之ヲ包含スルモノト認ムルヲ以テ設問ノ如キ場合ニ於テハ書記二名、雇員二名ニ職員定數變更ノ認可ヲ受クルコトヲ要スルモノト認ム
 職業紹介法施行規則第二條第一項ニ關シ疑義ノ點經伺ノ件
 (大正十五年十二月十日水戸市職業紹介所長ヨリ中央職業紹介事務局長宛)
 標記ノ件ニ關シ左記事項至急何分ノ御回答相煩ハシ度此段御依頼申上候也

一、職業紹介所處務規程中職員定數ヲ明記セルモノト明記セザルモノトアリ、明記セザル處務規程ニアリテハ職員定數ノ認可申請ヲ必要トスヘキモ定數明記ノ處務規程ヲ認可セラレタル場合別ニ職員定數認可申請ノ手續ヲ要セスシテ報告或ハ届出ニ止メテハ如何
 二、所長一名(主事)書記三名ヲ定數トセル職業紹介所カ書記三名中便宜雇員二名ヲ使用シテ書記一名ノ代リトシタル場合雇員ハ補助ナルヲ以テ職員中ニ加フヘキモノニ非スト思慮セラルルカ如何、果シテ然ラハ職員定數中ニハ雇員ヲ包含セスシテ規程ノ定數書記ニ對シ認可申請スヘキカ又ハ書記二名トシテ認可ヲ受クヘキモノナルヤ

地方記事

○職業紹介委員設置

一、經營主體 丸龜市(香川縣)
 一、設置月日 大正十五年九月十四日

- | | |
|-------------------|--------|
| 仲仕業組頭 | 榮野市五郎 |
| 野業組頭 | 齋藤善吉 |
| 製材職工頭 | 吉川安太郎 |
| 土崎工場職場長 | 山添永治 |
| 職業紹介事業に關する學識經驗ある者 | 六名 |
| 土崎女子小學校長 | 川木高俊 |
| 土崎男子小學校長 | 伊藤金助 |
| 土崎警察署長 | 清澤龍哲 |
| 土崎新報社長 | 川口仁兵衛 |
| 南秋田新聞社長 | 越後谷浪一郎 |

○職業紹介事務打合會

○德島市主催の職業紹介事務打合會は十二月六、七の兩日德島公園講堂に開催シ六日は市内中學校、女學校及農業、商業、工業學校等の實業學校職員、德島縣屬德島市關係當局職業紹介所員等十餘名出席シ卒業後の就職希望の爲め各校一名宛の聯絡委員を置くことに協定セリ。
 七日は同じく同所に於て少年職業紹介に關シ德島市内及隣接小學校長、德島縣屬市役所關係職員、職業紹介所員職等二十八名出席シ左記事項の打合を爲したり。
 少年職業紹介協議事項
 一、卒業兒童の性別豫定人員及卒業後直に就職せんとする兒童の性別希望職業別見込額を本年十二月二十五日迄に通報せられたし。
 一、就職希望額は明年三月十日迄に通報せられたし。
 一、職業紹介所に於ては求人口を同拓し求人者要項(雇傭條件其の他可成詳細)を各學校へ明年二月末日迄に通報を爲すものとす。
 一、高等小學校兒童にして學年中途に於て就職を希望する者に就ては前三項に準じて取扱ふものとす。
 一、就職希望兒童の紹介は可成父兄若くは受持教師同伴の上職業紹介所へ出頭せしめられたし。
 一、他府縣へ就職希望者は職業紹介所に於て便宜適當の方法を講ずべし。

- 一、委員定數 十名
 使用者の利益を代表し得る者
 市會議長、實業家
 丸龜卸商組合長實業家
 丸龜信用組合理事
 丸龜農會理事
 労働者の利益を代表し得る者
 社會事業家
 同
 丸龜實踐商工學校長
 其他
 市立小學校長
 同
 同
 一、經營主體 上崎港町(秋田縣)
 一、設置月日 大正十五年十一月十日
 一、委員定數 二十名
 使用者の利益を代表し得る者
 仙臺鐵道局土崎工場長
 日本石油株式會社秋田製油所長
 新潟鐵工場土崎分工場長
 物産委託合名會社社長
 株式會社村金商店事務取締役
 株式會社前田製材事務取締役
 製材工場主
 労働者の利益を代表し得る者
 土崎大工業組合副長
 秋田製油所職長
 新潟分工場職長
- | | |
|-------|----|
| 尾池松太郎 | 三名 |
| 藤田政男 | 三名 |
| 入江俊輔 | 三名 |
| 櫻井求吉 | 四名 |
| 白川伴吉 | 四名 |
| 水井愛太郎 | 四名 |
| 林重吉 | 四名 |
| 遠山八百三 | 四名 |
| 高岡茂之 | 四名 |
| 伊佐山房吉 | 七名 |
| 西川亮一 | 七名 |
| 久須美泰治 | 七名 |
| 金子爲吉 | 七名 |
| 村山嘉太郎 | 七名 |
| 田口長太郎 | 七名 |
| 館山松太郎 | 七名 |
| 小村宗逸 | 七名 |
| 田名部和助 | 七名 |
| 丸山博一郎 | 七名 |

一、本市内小學校に於ては前項事務處理の爲各校に一名乃至數名の聯絡委員を置くこと。
 委員氏名は十二月二十五日迄に市職業紹介所へ通報せられたし。
 一、本市内小學校に於ては明年三月の卒業児童其他就職希望児童及同父兄を集め職業指導選擇に關する講話會を明年二月中に於て各校一回以上開催のこと。
 講話會は同日を定め一月中に市職業紹介所へ通報せられたし。
 一、市外各小學校に於ても前項に準じ講話會を開催せられたし。
 ○秋田縣主催の少年職業紹介事務打合會は十二月八日、日本赤十字社秋田支部樓上に開會す。當局よりは福原事務官、城本屬、東京地方職業紹介事務局より遊佐事務官、麻尾より安齋社會事業主事其他關係官臨席、縣下職業紹介所員並に三十八聯絡小學校職員出席して左の事項を討議せり。

指示事項

秋田縣

一、聯絡小學校に於ては事務擔任者一名を設置し少年職業紹介事務を執掌せしめられ度。
 理由
 少年職業紹介事務は小學校に於て最も事務繁多なる時期なるを以て職業紹介所との聯絡を密切にして事務の簡捷を圖る必要上事務擔任者を設置して機能の發揮に努められ度。
 二、聯絡小學校に於ては求職児童保護者との聯絡を緊密にする爲め保護者會開催若くは家庭訪問其他適當の方法を講じ職業の選擇指導上遺憾なきを期せられ度。

理由

少年の職業紹介事業は少年の保護者と學校との聯絡緊密なるを要するのみならず時には保護者に対して適當なる職業觀念の了解を與ふる必要の場合あるを以て保護者會、家庭訪問、其他適當なる方法を講じて職業指導選擇上遺憾なきを期せられ度。
 打合せ事項
 一、求人開拓に關する件
 一、求職調査に關する件

協談事項
 一、少年職業紹介結果に關すること。
 二、少年職業紹介事務に關すること。
 三、求職希望児童に關すること。
 四、自家に留まる者及既に就職口の決定せる者に關すること。
 五、趣旨普及に關すること。
 ○埼玉縣熊谷町主催職業紹介事務打合會は十二月十七日熊谷町職業紹介所に於て開催す。
 出席者は渡邊東京地方職業紹介事務局、澁見埼玉縣社會主事補、川越職業紹介所主任、熊谷町長、同紹介所職員にして打合事項次の如し。
 熊谷職業紹介所提出
 一、求職者に對し紹介し得ざりし理由を努めて説明すること。
 二、紹介の際身元保證人を可成要求せざる様求人者を指導するの方針を執ること。
 三、社會の經濟狀態其他を説きて身分相應の職に就くことを勧むること。
 四、事情の許す限り開催の方法を執ること冊子をも配付すること。
 五、平易なる書信を認め児童を通じて持歸らしむること。
 川越市職業紹介所提出
 一、聯絡事務取扱に關すること。
 二、所謂浮浪者の一時的求職に關すること。
 三、他地方よりの求職身元調査に關すること。
 四、教員志望の求職者に關すること。
 五、聯絡日報に依り紹介を爲す場合の取扱方に關すること。

福島縣郡山市職業指導員會議は十二月二十日郡山市第三小學校に開會す、出席者は三澤中央職業紹介事務局、赤澤東京地方職業紹介事務局、大森郡山市長、長職業紹介所長、指導員三十名等にして左記諸問要項に就て協議せり。
 諸問要項
 一、少年職業選擇に必須なる教育を與ふる具體的方法に關する件

三、紹介方法に關する件
 四、紹介期末に關する件
 五、就職者の保護に關する件
 ○神奈川縣須賀市主催の少年職業紹介事務打合會は十二月十四日、市役所會議室に開會す、出席者は林東京地方職業紹介事務局、市助役、學校長、浦賀町職業紹介所長、横須賀市職業紹介所職員、横須賀市、田浦町、逗子町、衣笠村小學校長等二十餘名にして左記事項の打合せを爲したり。

記

一、職業紹介所所在地の小學校及東京地方職業紹介事務局より本件に關し聯絡通知を受けたる小學校教員は成るべく其の聯絡職業紹介所を訪問して提携を計ると共に少年職業に關する狀況の調査研究に努むること。
 二、聯絡小學校に於ては學藝會、保護會、児童成績展覽會、其他児童の性能を知るに便なる會合を行ふときは成るべく職業紹介所職員の出席を促すこと。
 三、聯絡小學校に於ては少年職業選擇に付必要に應じ職業紹介所と提携して児童の家庭訪問其他適當なる方法を講ずること。
 四、聯絡小學校は毎年児童卒業期前左記事項を職業紹介所へ通報すること。
 一、卒業児童中就職せんとする者の性別希望職業別見込人員(様式第一號一月末日限り報告)
 二、就職希望児童(個人別)に對する左の事項(様式第二號二月末日限り報告)。
 五、職業紹介所は毎年児童卒業前少年職業に關する求人口の開拓調査を行ひ其狀況を小學校に通報すること(様式第三號)。
 六、職業紹介所に於て少年に職業を紹介する場合は成るべく保護者、關係小學校教員、同學校長等と協議し其の職業を選擇決定したる上之を爲すこと。
 七、職業紹介所に於ては前項に依り紹介を爲したる者の就職後の狀況を調査し之を關係小學校に通報すること。
 ○埼玉縣川越市主催の少年職業紹介事務打合會は十二月十六日市役所樓上に於て開會す、東京地方職業紹介事務局より渡邊屬、縣廳より中村屬、福島視學臨席し主催者側よりは早川助役、佐久間視學、職業紹介所職員及市内小學校受持教師等二十餘名出席して川越市職業紹介所提出の事項に就て協議を遂げたり。

1. 一週一回(土曜日)職業教育を與ふること。
 - (イ)就職希望児童と卒業生。
 - (ロ)放課後と授業時。
 2. 講師の選定。
 - (イ)職業紹介指導員と専門家(専門研究家及事業家)。
 - (ロ)職業紹介所員。
 3. 教授要目の作製。
 - (イ)週別と全體。
 - (ロ)教授要目作製委員。
 4. 工場參觀の方法。
 1. 就職希望少年の適性職業指導をなす具體的方法に關する件。
 2. 職業に關する相談。
 3. 卒業生希望職業調査方法(第一號様式に依るべきか)。
 4. 就職希望少年の性能検査方法(第二號様式に依るべきか)。
 5. 就職希望少年の身體検査法(第三號様式に依るべきか)。
 5. 就職希望少年と職業紹介との聯絡方法。
 1. 就職希望少年の父兄に適性職業就職の必要を了解せしむる方法。
 2. 父兄會を利用すること。
 3. 特に就職希望少年の父兄會に關係すること。
 4. 少年職業紹介所に相談すること。
 5. 個人的紹介を絕對にせぬ様にすること。
- 以上三案は特別委員附託となる。

○少年職業紹介事業講習會

一、主催 秋田縣
 一、時 日 十二月六日より十二月十日まで
 一、會 場 日本赤十字社秋田支部樓上
 一、講習員 師範學校専攻科生 二十九名
 職業紹介所員及聯絡小學校教員 六十一名

一、講師並演題
職業問題(五時間)

東京地方職業紹介事務所長 遊佐敏彦

一、職業適性(八時間)

社會局技師 熊谷直三郎
醫學博士

一、失業問題と少年職業指導(五時間)

中央職業紹介事務所長 城本三男

一、職業選擇法(八時間)

東京市少年職業紹介所主任 谷口政秀

○毛糸編物講習會

一、會場 神戸市中央職業紹介所會議室

一、期間 大正十五年自十一月二十七日起至十二月十二日(隔週二回)

一、組分 終日の組、毎週水曜日午前十時より午後三時迄
午後の組、毎週月曜日午後一時より午後四時迄

一、講師 クラーク夫人

助教 大塚まさの

阿部 久子

一、講習科目 スエーター、ショール、ナヨツキ、靴下、ズボン、子供帽子、手袋等

一、講習 狀況

定員百名なりし志願者は百二十三名に達し日々出席平均数は十五名五分出席延入日五百十三名及び講習員一同熱心に受講し十二月六日茶話會を開き中央職業紹介所長、クラーク講師の挨拶ありて閉會す。

製作品陳列會

一、日時 十二月八日午前十時より午後四時迄

一、會場 神戸市中央職業紹介所會議室

一、陳列 品

前記講習中講習生の製作したる「スエーター」、「ショール」、「ナヨツキ」、「子供帽子」等約百點他に講師出品の参考品三十餘點當日は最近稀に見る盛衰なりし爲

め參觀者多數ならざりしも出品中優秀品も多々ありて即賣品の如きは少數なりしが直に購買せられたり。

資 料

○英國炭坑争議

顧問職業紹介所長 家 永 茂 譯

一九二五年六月末日に、英國炭坑主協會は坑夫組合に向つて、一九二四年六月十八日附の賃銀契約が七月末日夜半には廢止されるべき事を通達し、七月一日には、從來よりも不利なる新賃銀契約に就ての提案を提出した。讀いて、坑夫組合の該提案の拒否に依り、炭坑閉鎖の脅威と云ふ結果と成り、産業裁判法に據り審判裁判が、エイチ、ビー、マクミラン氏を議長として行はるゝに至つた。

其裁判の結果及び其後の商議の結果に依り、政府は政府委員を任命して、炭坑業の經濟的狀態及び其關係條件を調査報告せしむる事とし、其報告は一九二六年の五月迄に成さるべき者として、其間政府は一九二四年の帝國賃銀契約の最低規定に依る賃銀と、一九二五年七月一日に業主の提案せる引下賃銀との差額を補助金下附に依りて補ひ其産業を保護する旨公表した。政府委員は一九二五年九月五日に政府の保證に依り任命せられ、サー、ハーバート、サミュエルを議長として行はれ、其報告は一九二六年の三月六日に發表せられた。

首相は三月二十四日に、炭坑主及坑夫側の各代表と會見し、若し炭坑業従事者各自が報告書の推薦案を諒とし、其標準に據つて事業を營むとせば、政府は其推薦案を效果あらしむべき手段を採らんと告げ、又彼は政府補助金は四月三十日に於て停止せらるゝとも、五月一日迄に妥協が成立するものとせば、多大の犧牲を蒙る可き地方の狀態を救ふ爲めに、一時的な補助の問題を考慮する事は予の歡びとする所也と述べた。其會見後政府案を含む報告書の推薦案が次の如く發表せられた。

- (1) 政府は引續き低溫炭化法の研究に補助を爲すこと
- (2) 帝國燃料動力委員會の設立

(3) 國家の保護を受ける産業に付て大いに研究を擴張するの件
(4) 現存する賃賃關係の許に於ける利益を強制的に轉換する規定に依りて、或種團體の承認或は何等の不合理なる要求に依りて阻害されつゝある有利なる合併を促進すること

(5) 國家の鐵山採掘權買收

(6) 鐵山使用權より福利制度資金に寄與するの件

(7) 地方當局に石炭小賣事業の權利を與ふること

(8) 鐵道により大なる鐵物運搬貨車の採用を促進し、貨車所有のより大なる集中を促進する爲めに交通省及び鐵山局より常設委員設置の件

(9) 炭坑労働者の利益分配に備ふる爲め利潤分配表に關する條項の制定

(10) 坑主及び労働者の肯定する如く労働時間に關する法律を是正するの件

(11) 政府が不用労働力の轉換に便宜を與ふるの件及之れに要する資金に政府が便宜を與ふるの件

(12) 炭坑業者の資格に關する規定の考慮

(13) 福利制度資金より爲さる可き強制坑口洗滌に關する件

(14) 聯合炭坑委員會の設立

其後屢々坑主及坑夫側代表者間に會見が行はれた、而して四月一日に業主側は政府委員の推薦案に對する彼等の態度を陳述聲明した。大體に於て彼等は「議會が採らんとする手段を肯定する」旨の好意を表し、其推薦案にして業主側の行爲を要する限り、彼等は若し此の協定に依りて事落着くとせば、目指さるる目的に効果を與ふる爲めに最善の努力をなさんと述べた。彼等は全國的立場より討議するを拒む可きに非らず」との推薦案に關して、彼等は根本的の重大なる點より、純然たる地方別に依るを此産業の爲めに最有利なりとし、協議は是に據つて行はる可き也と、強く委員會に逼つたのであつたが、其推薦案に一致すると言ふ事になつたのだと述べた。因つて彼等は既に全國的賃銀協定を作製せんとす意見にて、坑夫代表を全國的に招集して會見したのでと述べ、兩者は直ちに、利潤と賃銀との割合、確知方法の詳細なる點、賣上代金の確定、生産費の内譯等を包含する該協定に關係ある一般法則を考慮すべき也との提議を爲した。尙彼等は各地方に於ける標準率の最低率の規定を承認し、且此百分率

の額及低賃賃労働者の賃賃賃銀の額は、地方協會に據る可きなれども、各地方の最低率額は全國會議の認可に従ふことを贊成する旨を提議した。坑夫代表の極力反對ありしにも拘はらず、労働時間の延長は必然に産業の繁昌を恢復するもの也との考を保持して彼等は労働時間は一日何程とする換りに、一週何程とすべく、且より大なる適應性が労働時間に對して設けらるゝだらうとの推薦案を考慮する事を坑夫側に切望した。

坑夫側は其推薦案に對して彼等の態度を直ちに公表しなかつたが四月一日坑夫組合の執行委員は業主側が賃銀に對しての意向を何等明示する處なきを難詰し、抗議の聲明書を發表して曰く、「全國最低賃銀の決定に關する業主の拒絶及び地方別賃金に對する彼等の固執は炭坑争議を平和的に解決するに就ての大なる障礙をなすものである。炭坑夫の現在不適當なる賃銀を以てして、尙此の上引下をなすこと云ふ事に對して、或は帝國局の機能の制限に對して、或は全國最低賃銀の廢止に關して、坑夫組合は、如何しても承認を爲す事相叶はず」と。

四月九日に坑夫組合委員會が催され、其席上、坑夫組合代表と労働組合總會の産業委員との會見の結果として、下の如き決議が通過せし旨發表せられた。政府委員の推薦案に對する業主の態度聲明書に關し、坑夫の意見を特に參考して、坑夫組合代表と、炭坑業に於ける現在の地位に關し提議したる上、産業委員會は重大なる難事を適當に解決する爲めに坑夫側を支持し來りたる從來の主張を再び認むるもの也。産業委員會は、業主聯盟及坑夫組合が、政府委員の推薦案に關し明瞭なる理解を得て種々の難點を解決する様直ちに協議を續行せんことを希望す。委員會は満足なる解決を見る爲めには如何なる助力をも爲さんとする者也。」と

坑夫組合の此委員會に於て滿場一致次の決議が行はれた。

- (1) 労働時間の延長は斷じて肯ずるを得ず
- (2) 全國最低賃銀を規定する全國的賃銀協定の固持
- (3) 賃銀既に過低なる以上賃銀引下の如何なる提案をも肯ぜず

此等の決議文は、地方に通報し、即考即決せしめ、然る後最後の決議を爲す可く直ちに委員會を召集する事

る彼等の態度を明瞭した。彼等は『其産業の組織改善の實際的方法を、速かに実行すべしとの委員会の意見、及び、政府及び業主に對し、此効果を齎らす爲めに要する計畫方法を訊ねたるも何等の確答を得なかつた』と謂ふ事實を喜び迎へた。

新賃銀協約制定に關して『坑夫は地方別最低賃銀の議に不賛成である』とし委員会の意見に同意せしめられた。然し『提案を案出する爲めに、其問題を地方に課しても有利なる目的の無いことである、彼等の意見としては、國家は、劃一的根據に於て其事件を取扱ふが最も適當也而も、躊躇なく斯く爲さる可しとなし、合併に關しては、委員会の推薦案を『目指す目的を貫徹するには、本質に於て不確定也』と思惟した。

彼等は推薦案に對しては、不同意であり、議論中の他の重要點に關しては、前掲通りの決議を表明した。協約は何等の進捗をも示さず、其翌日、業主側は地方の業主は最低賃銀及び賃銀に關し協議す可く、地方労働團體を招待するに至るの旨を發表し、四月三十日に補助金の期限が切れた後の炭坑業運営に關する條件が妥協點を見出さなかつた爲めに、業主は、四月十五日に、炭坑の大部分に對し四月三十日に、現存協定を廢止し、總て協定さるゝ條件に依て仕事を進行すべく、其條件は其日以前に發表する旨を通信した。

斯る間に、労働組合聯合会の産業委員会は『全國協議を捨て、地方的協議を開かんとする』業主の態度に反對する旨決議し、且『坑夫の生活程度の低下を出來得る限り防止し、賃銀、時間及全國的契約に關し適當なる解決を得るに關し充分坑夫を扶持する』との其既往の宣言を繰返すの決議を通過した。此の決議は首相に傳達せられた。四月十四日に炭坑技術員全國組合は如何程度業が續く共、彼等の認むる條件は次の如しと決議した。即ち

- (1) 賃銀引下、労働時間延長を肯ぜず
- (2) 罷業以前に従事せし者の外、罷業間雇傭従業せしむ可からず
- (3) 併り労働者を入出坑せしめず
- (4) 安全なる目的に對してより外賃物を掲げざること
- (5) 地の加入團體は上掲事項に關し各自の業主と協定すること

改善、又は兩者を行ふことの何れの結果として炭坑業が、正當なる時間制に立戻り得る程度に改善せられたるかを忠告せしむ可く候
勿論業主の草案中に全國協定あるも、それは既に貴殿の許に送られ、然して全國最低賃銀の條項を製る爲めに修正せられたるものにて候提案に對する 貴下の御意見承り度候

當分労働時間の變更さへあらば劃一的全國最低賃銀は可能と見らる可く候然し乍ら、若し時間の一時的變更行はれれば、業主は既に彼等の認めたる條件に異なる提案を更に課する事の可能を感じざる可く候 然し彼等は政府委員の報告書に基づき、先づ全国的に貴下の協議す可く準備致し居り候 既に指示せし如く全國協定ある可きは勿論にて候。若し業主及坑夫側が承認するとせば、政府は政府案を一般的に認むること既に確定致し居る處にて候 然して假令不幸にして、兩者が承認せずとするも、政府は其産業に利益ありと信ぜられる處の政府案中の提案に對する彼等の好意を再び認むる事を希うものにて御座候

評言せば、政府は如何なる場合にも、直ちに、販賣組織及合併に關し、政府案に依る最良方法を當局者として調査する手段を探る可く提案申上ぐる候に候 此提案不賛成ならば、予は如何なる反對意見でも飲んで御禮申上可く、尙論議の機を御示し被下候はば、直ちに會見仕可く候アッソフ氏にも此の手紙の寫しを送付仕り申候

スタンレー、ゴードワイン

同日即四月三十日坑夫側は該提案を拒絶した。彼等は重ねて時間延長の問題に關する意見を開陳し、現在の労働時間は、市場への石炭供給を充たすには、過長にして、人間が左様な危険な酷い仕事に従ふことの出來る時間の縮りである、時間延長は單に失業者を増すのみである、時間延長は外國の競争者に同様な手段を即ち労働時間の延長を惹起せしめる、而して左様の提案は政府案に反する者であると反對を述べた。反對提案に關して、彼等は政府推薦案の如く、組織改善を行ふ爲めに、政府及び業主と、協同す可きも、左様な組織改善が其産業に大なる繁昌を齎す迄坑夫は不適當なる賃銀又は労働状態に従ふことなから可き旨を再説した。彼等は、其の寫しを同封して、労働組合の提案は協議及解決に合理的根據を有するもの也と報じた。是等の提案は更に審査を爲す爲め

四月十五日首相は坑夫組合代表と會見したが、代表等は時局の遂に行詰つた事を告げた。首相は業主と會見せしむ可く企て、其後總罷業前日の五月二日に至る迄協議に關係をした。首相の努力に依り、四月廿二日坑主側及び坑夫側兩代表の會見が再び催されたが、之れも決裂に終つた。即ち業主側は單に賃銀規則の一般的法則を定めんが爲めに全國的協定を議せんとし、坑夫側は最低賃銀を地方的協定に委するの意無き事より決裂した。

業主は自から今迄に労働條件に關して作つた諸條項を四月廿日以後坑夫に提供せんとした。四月二十三日首相は業主協會の中央委員及坑夫組合の執行委員と會見をなし、其席上、兩者側より首相に充分なる陳述が行はれた、エバン、ウイリアム氏が業主協會を代表して業主の新提案に説明を加へ、又七時間制が強制せられる限り、必然に蒙る可き大なる缺損に關して陳述を行つた。首相の意見に依り兩者側より各九名宛の協議委員が任命され、後首相は各々の會に各委員が参加する様に協議會を分割したりしたけれども議は進まなかつた。

四月二十六日に労働組合聯合会の産業委員は、首相、労働大臣及び總務秘書官と會見し、全國的根據に依り兩者の兩協議を齎らす様手段を講ぜられんことを通言し、首相は其の努力に因り、四月三十日に業主側よりの全國的立場に依る提案を文書を以て坑夫側に送付するを得た。其原文次の如し。

スミス氏足下

時間節約の緊要の折とて、書面を以て御通信申上候 唯今業主側より、昨日御報申し候如く、地方代表と相計つて考慮せられたる提案書狀受取申候 其の趣次の如し。即ち地上労働者の労働時間に相對する、八時間制に依る一九一四年の標準を越すこと二十%の劃一的全國最低賃銀の件にて候(北ウエイノスの代表は全國的協定を強く主張することを欲しないが該地方に於ける炭坑は此最低限にて働くを得ざる可しと思はる) 業主よりの提案を差向候に方り、昨日申上候ひし如く、それは、一九一九年(七時間制)の法規は依然法令書に残存し居る可く超過時間の労働の爲の一時的立法ある可きを考慮したるものなるを御告申上候。

政府は一九二九年十二月三十一日以前に委員會を設立し、組織改善、或は貿易

に、通牒の中止と、尙二週間補助金下附を繼續す可き旨を含んである。同日首相は労働組合の委員を招待して、其提案を聴したる後、同組合代表としてのアッソフ氏に次の質問を發した、即ち『若し尙協議を固く餘地ありとせば、労働組合委員は、坑夫代表が、政府案の二三六頁の冒頭に掲げたる點を承認して協議を行ふ可しとの保證を爲すを得るや』と。政府案中の其餘項は、若し現在の労働時間が留保せらるゝとせば、『吾人は一時的好況時代なる一九二四年に制定せられたる標準賃銀率の外に最低賃銀率を訂正する事は已むを得ざる事と思惟す』と云ふ事項に關するものである。

坑夫組合は回答して曰く、吾人は産業の組織改善の準備として賃銀引下に應ずるの意なきも、左様な組織改善の方法案が、政府に依りて、發案指導せられる場合は、其産業に關する諸々の支障を考慮するの意は具備すると。『發案指導』なる語の意味に關する質問に對しスミス氏は坑夫組合側を代表して、坑夫は組織改善が考慮せられてゐる其の期間如何なる賃銀引下にも應ずるを得ず、唯組織改善が實行せられたる時に、尙も其必要ありとせば、夫れに應ぜんとするもの也と明言した。

是等の協議は業主側よりの通牒の期間満了の日の曉催された、而して五月一日、土曜日に炭坑業の休止となり、約一百五十萬の労働者が罷業を爲すに至つた。尙同聯合委員は争議の解決着かざれば五月三日夜半を期して總同盟罷業を決定しと發表した。(労働者雜誌七月號二四〇頁中央紹介公報三十四號十頁下段參照) 同日労働組合秘書官シトリン氏は首相宛下の如き書狀を呈した。

拜啓 英國坑夫組合を含む労働組合の執行委員は争議及協議に關する一切の行動を労働組合總會の手に移し申し候、政府にして尙該件に關し論議を聚まるゝ節は何時にても總會は之れに應じ申す可く候

上記の書狀に依り、五月一日土曜日の曉と、五月二日日曜日に、政府と執行委員との間に協議が更に續けられたが、總罷業の恐威を實行せんとする行動と、新聞の自由に干渉せんとする或る公然たる規定とに因り突発的の結論に歸した(労働者雜誌一九二六年七月號二四〇頁『總同盟罷業』全譯中央職業紹介公報三十四號十一頁上段參照)

總罷業は五月四日に決行せられ五月十二日には首相は労働組合委員より總罷業

を断絶したとの報に接した。其間政府と鐵主との間には、何等争議に關する論議は行はれなかつた。五月十二日に、サミュエル氏(産業委員と非公式に論議せしことあり)よりブツフ氏宛下記の書面が送られた。

ブツフ足下

予は貴委員との會談の結果として、結論の書かれたる覺書添付仕り候。予は政府より何等の權利を得たるに非らず、又何等政府を代表して發言をなし得るものに非らずして、予一個の發言によりて、行動せるものなる旨當初より貴委員に開明せる處にて御座候。予は覺書に認められたる提案は、適當なるものにして、炭坑争議の解決を促進すべきもの也との意見を有する者にて、新に商議を断らす場合、予は政府に向つて之れを承認する事を力説せんとするものにて候。覺書の原文次の如し

- (1) 炭坑業事情に關する協議を再開すべし而して其目的に必要な期間補助金を下に下附すべき事。
- (2) 此争議は甲に鐵主と坑夫との會議とせず他の何物かを設くる手段を探るに非れば、協議の成功は望まされず。故に帝國貨銀局を設立し、其中に兩者の代表を加へ、中立、獨立的の議長を設く可し。政府案の中に、試験的に製られたる此提案を主張すべし然して該局の機能を大にす可し。
- (3) 兩者即ち坑主及び坑夫側は協議に關係ありとなす點は之を該局に提案すべきものとす。局は諸點に關し考慮を加ふ可きものとす。
- (4) 政府委員の提案に成る組織改善が有効に採用せらるるとの保證充分ならずしては從來の賃率に訂正は爲さる可からず。首相案の如く兩者の代表を含む委員會を設立すべく、委員は必要なる立法的及び行政的手段の作製に際し、政府と協力すべき義務有るものとす。
- (5) 該委員會(或は變じて帝國貨銀局と云ふ可し)は、其産業に關する者なる限り必要なる方法を協議に付し、或は不正に延滞せしむ可からずとの保證あるべき事。
- (6) 是等の諸點が協定せられ、帝國鐵山貨銀局が現在する如き直接の財政難に對す可き實際的方法を考慮したる後、若し其法途、絕對に必要とせらるれば、賃銀協定の準備が採らる可きものとす。

れば、賃銀協定の準備が採らる可きものとす。

- (a) 若し實現し得るとせば、左様な協定は、從來より簡單な方式に據る可し
- (b) 最も低き賃銀を受くる者の賃銀に悪影響を及す如き協定は如何にすも爲す可からず
- (c) 如何なる事情に於ても、正規の一週間の仕事に對する、如何なる労働階級の賃銀も正當なる規定賃銀以下に引下げらる可からず
- (d) 新規賃率を爲す場合は、臨時賃銀局の裁量に依る訂正を待つ可き事
- (e) 失業坑夫を利用し得る場合、十八歳以上の新規労働者を補充する事を防ご事
- (f) 不生産的なる炭坑閉鎖に因る不用労働者は斯く爲さる可し、即ち
- (g) 政府案にある如く、政府が必要なる保護を爲して、移し得る労働者を適當なる地方に移動させること
- (h) 轉換し得ない努力に對しては、確定する迄の期間の扶持を、轉業の出來ない者に對する扶持は、失業保險法に依り拂はれる現存半に、協定に依りて生ず可き額を加へたるものとす。斯くて拂はるゝ超過額は國庫支辨とす。
- (i) 轉換努力を調節する爲め新建築を即行する事
- (j) 労働組合は關係者の相談を受け、之れに協力、便宜を與ふ可し。
- (k) ブツフ及びシトリン兩氏は同日(五月十二日)聯合委員會の名に依りて答へて曰く、吾人は覺書が、炭坑業状態に關する協議を再開する事を得る根據として提供したと言ふ意見に、同意して總罷業を止める手段を探つたと述べ、協議會再開の期間補助金下附行はる可く、吾人は決裂通牒を撤回す可しと述べた。
- (l) 五月十二日の坑夫側執行委員の會合終るに方り、労働組合より提供せられたる提案に對する坑夫の回答として次の如き公表文がブツフ氏に依り發表せられた。即ち労働組合とサミュエル氏との會見後提供せられたる提案を、吾人に提供せられたるものに關し、坑夫側執行委員は五月十一日論議を行ひ次の決議をなせり。

した提案を、労働組合協議會が吾等に提供せしに當り、其の提案に就き慎重吟味せり。執行委員は該提案の作製及五月十一日の委員會の論議に、坑夫組合の信任する代表に對し何等の機會が與へられて居ない事を遺憾に思ふ。善意に解する共、提案は坑夫組合の宣言に反し且所屬の組合員が相共に拒否せんとする賃銀の引下を意味するもの也。故に重大なる問題に關係すとは思惟するも之れを拒否するの外なし。若し左様の提案が總罷業断絶の手段として用ひらるゝとせば、労働組合總會の單獨責任に依りて爲さる可き也。

首相は終始、總罷業を断絶せば、速刻炭坑争議に解決を見出す可き意見を以て協議を續くべき旨明示した。其の結果五月十五日(以前の鐵主及坑夫側代表との會見の後を受けて)鐵主協會代表エバン、クイリアムス氏及坑夫代表スミス氏に宛て『帝國政府の意見に依り、争議解決に正當なる根據たる可き提案(中略)政府委員の提案に従ひ(中略)なる通知をなした、其原文下の如し

- (1) 政府案に依り炭坑業組織の改善及び能率増進の實行方法を探ること
- (2) 政府は直に下記の方策を採る可し
 - (a) 今期議會に提出し而して努力
 - (b) 合併に關する政府案に效力を與ふ可き法案
 - (c) 鐵山探掘權所有者に課する福利制度に關する法案及び坑頭洗滌の促進の法案
 - (d) 炭坑に於ける坑夫補充禁止案
 - (e) 鐵道貨銀局に依り炭坑業に帝國貨銀局設置案
 - (f) 労働代表を含む帝國燃料、動力委員會を提案の如く設置するの件
 - (g) 販賣組合問題調査委員の任命
 - (h) 販賣組合問題調査委員の任命
 - (i) 利潤分配法及び扶助に關する調査委員任命の件
 - (j) 坑口會議設立に關する法案作製
 - (k) 解雇されし炭坑夫の保護案作製
 - (l) 炭坑地方に住宅委員設置の件
- (3) 炭坑業諮問委員會 如何なる法案も、設立する可き委員會も、或は政府案に效力あらしむ可く政府の採川する如何なる決定的手段も先づ鐵山係

書官の炭坑業諮問委員會に全提案を諮問すること。尙書問委員會は政府案に效力を生ぜしむ可き提案を審査し且政府案を實行せしむるに盡力す可き義務あるものとす。

- (1) 坑夫は「……」週を超えざる期間に對して引下を承認すべし
- (2) 鐵主は是等の賃銀を維持する爲に(一月より三月迄)純手取金の百分に相當する賃銀を負担す可し
- (3) 政府は前記三百萬磅に對して、借方となる補助金を以て其の開きを塞く可し。
- (4) 其の間に
 - (1) 鐵主及坑夫側より各三名宛の代表を含む、獨立の議長を有する局を設立す
 - (2) 局は一般賃銀の各埠に於て定めらる可き基本を制定する固定賃銀及労働時間協定を作成すべく、尙、國情、貿易状態、委員會の提案たる組織改善、其他の事項を考慮して最低半を決定すべし。
 - (3) 賃銀は現在一週四五志或は完全なる慣行週日に對し夫れよりは如何なる地方に於ても引下らるべからず。
 - (4) 局は又地方が爲す可き處のものをも決定すべし
 - (5) 局は三週同以内其決定せし所を發表すべし
 - (6) 賃銀に關し議一致せざる時は、獨立せる議長に委す可し
 - (7) 若し兩者が法定の労働時間に於て、或一時的の調節を爲すことを尤も也と認むるならば、政府は必要なる法案を提出して、其即時通過に努む可し。
- (5) 其三百萬磅に殘額ある場合は、(5)項に掲げたる期間經過後、續り行く補

助金に利用す可く、或は政府、業主協會及坑夫組合との間に協定せられたる目的に利用すべし。

(9) 政府の此覺書の簡條の實行は業主及坑夫側の承認を條件とする。是等の提案は業主協會の中央委員會及坑夫組合代表會議に於て吟味せられた、而して、兩場合とも其提案は地方に迄考慮を促されたが、兩者とも之れを拒否した。

五月二十日坑夫組合代表會議は左の決議をなせり。

「吾人は法制的行政的の提案に賛成し、其可能を見る爲めに諸有援助を惜まぬ者なれども、何故に左様の手段が先づ炭坑業諸問題委員會に依りて審査修正せらる可きかに付き其理由を見出すを得ず。吾人は坑夫に對し、明かに現在に於て生活程度の低下に備えない處の、首相の賃銀引下の提案を肯せしむるを得ず。吾人は獨立の議長を有する局が全国最低賃銀を廢して、地方全體に異なる最低賃銀を布く如き權力を與へられんとする所の提案を尙排斥するものである。

五月二十一日業主協會は回答して曰く、

「輸出貿易盛地の地に於ては特にさうであるが、ある地方の労働者の生活難と云ふ結果を惹起させずして急激なる生産費削減の目的を達する途は唯一ある而已也、即八時間労働制の復活之れ也。残れる阻隔を繋合するに充分なる可き賃銀率の引下は最不良の地方に於て、賃銀が最低である場合、十%を過ぎないならう、而も此種性さへも、汗の表面の的のものたるに過ぎない、何故ならより充分に仕事があり、より高き賃銀の得られると云ふ結果になるから。

産業は其の運用に自由と確固性とを要するは、其の繁榮に且政策發案に産業状態が重要な關係を有するが如し。政府の或部に見ゆるが如き、法制的、行政的の法の制定は、産業の運用を阻害し、社會の利益を根柢とする健全なる經濟的狀態の恢復に支障を増すものたるは避く可からず。

業主は五月十四日支配の自由を制限せんとして彼等に提供せられたる提案は、目指さる、結局の目的即ち産業能率増進を得ることの助けとはならざるものと思惟す。他の産業が享有せる如く政治的干渉を免がらるゝに非れば、私營事業として、此産業を繼續する事は不可能なることを説かんとするもの也」

坑夫組合に對する回答に於て首相曰く「政府は一般的解決を見んとする願望な

くしては、受け入れる事の出来なかつた所のもので、唯幾々乍ら受け入れた調査報告書の中に推薦案の存在する事實を隠すものではない、此願望は用ひられなかつたのだ。

事情かくの如くであるから政府は總ての目的に對して再び自由の立場となり、拒否せられたる提案の條項には最早拘束さるゝ處なし。特に、總罷業及現下の炭坑業停止より國家財政が蒙る、重大にして且尙擴大されつゝある負擔を思ふ時今月末日以降には、更に補助金下附を續くる能はざるを公言す。」と。

業主に對する回答中に彼は産業争議を政治的干渉に持ち來るは、予も、業主協會と共に大いに賛成せざる所である。政府は屢々明言せし如く、兩者が自身に解決するを得、又解決することを欲する様な産業争議に干渉するを欲しない者である。然し炭坑業に對する政治的干渉とは、今や再び明示せらるゝ如く、其産業が他の産業と異り夫自身争議の解決を見る能はずと云ふ事實に全然基因するものである事を指摘した。

兩者に依り首相案が拒否せられて後六月八日坑夫側は業主と會見し再び議を開はしたが、六月十五日迄何等進歩を見なかつた。其時首相は次の如く聲明した即ち、政府はその事が必要であり、且つ政府委員の推薦案を含むならば、より廣い範圍に基づいて協議をなし八時間労働を許可せしむる爲に、七時間労働制の炭坑法を一時未決のものとして、新なる立法をなすことを提言する。と。因つて六月二十一日炭坑法案及炭坑業法案の名目で各々議會に提出せられ、前者は労働時間に關するもの、後者は次の如き條項に關するものであつた、即ち、

- (1) 作業を便宜にする爲めに鑛山法の擴張
 - (2) 合併及併合に依る産業組織改善の促進
 - (3) 各炭山に於ける洗滌及乾燥装置の條項に對し鑛山使用權及通行權に課せらるゝ福利制度案
 - (4) 労働大臣の許可なくしては、以前に坑夫たりし事なき十八歳以上の者を其産業に使用する事を禁止するの件
 - (5) 強制的に炭坑會社をして利潤分配の方法を設定せしむる事
- 炭坑法案は七月七日に、炭坑業法案は幾分の修正ありて後八月四日に裁可せられた。

(労働省雜誌一九二六年七月號二四二頁參照)

同日政府は公言して曰く、政府は政府委員會の獻言に基き行政的方法に依り炭坑業に於いて發展しつゝある共同販賣に對する社會の希望及實行可能の程度を調査報告する様な委員會を設置すべく努力して居ると。

六月二日労働組合總會は、政府案に特に時間延長に極力反對する旨宣言した。労働時間に關する該法令の制定されんとするを觀て、六月三日と九日との間に坑夫の大部分が、之れは八時間労働を爲さしめんとする條件也と公言した。大體に於て、その條件は、七時間制が八時間制に變る事を除外しては從來の協定に依り受くと殆んど同一なる、三ヶ月分の賃銀を労働者に保證するものであつた。

然しイザムバーランド及ダルラムに於ては大約十%の引下があり、グアヴィックツヤイヤ及カンノックに於ては、八時間制に對する新條件の方が、從來の七時間制に對するものよりも有利であつた。

總べての場合に於て産業手取金の分配は利潤十三%なるに對し、賃銀は八七%の割合であつた。ヨークツヤイヤの業主は最初八五對一五の割合を提供したが政府の例に於て他地方と歩を一つにするに至つた。

三ヶ月の後賃銀は一九二一年の協定の下に、強割せられるものと同一の最低賃銀の影響を受けて通常方法の確認の上根柢を有すべき者也と思惟され、是等の條件は決定的提案として業主に依つて提出されたが、労働者の復讐に關しては直接の効果は少かつた。

六月十九日にリツチフィールドの修正は、首相に手紙を送つて曰く、炭坑問題の解決は政府案を完全に採用するにあると信ずる、教會の代表者と坑夫組合の三人の役員と會見して、坑夫組合が協定せんと欲し來つた者の上に一進歩を裏はずと思はれる争議解決の暗示を得たりと。

同封せられし覺書は下記の如し。

- (1) 労働時間及び賃銀に關しては一九二六年四月三十日に得たる條件にて直ちに仕事を開始する事。全國協定を根據として解決は行はる可き事。
- (2) 全國的解決は四ヶ月を超えざる、一定の短期間内に成就せらる可き事。
- (3) 第(1)の遂行を期する爲め、政府案を起草せし委員の作製に成る方法に依り

て一定期間政府は財政的援助をなす事。

此目的の爲めに委員を再任する事、然して他の目的の爲めには大項に指示す。

- (3) 組織改善案の條件及び政府案中の賃銀に關する部分は委員に依りて詳細に亘り實行せらる可し。然して其の結果は必要の限りに於て、議會案に編入せらる可き事。
- (4) 組織改善案中直ちに實行し得る部分は出来得る限り速かに運用する事。
- (5) 政府は報告書中の法制的認可を要する様な部分は出来るだけ早く法令書に記載する旨の保證を與える事。
- (6) 其の規定期間末に於て尙一致を見ざる時は兩者代表より成る聯合局が獨立の議長を任命し、是等不一致の點末に關する其の裁斷を兩者は認むる事とする。

六月十九日に首相は教會の代表と會見して回答に指摘して曰く、政府案通りに引續き補助金を下附せよとの提案は如何にするも完全に承認する事困難也と、又曰く、賃銀を補ふ爲めに補助金下附の方法に依りて、其産業に財政的援助を此上行ふの議は、之れを承諾する能はずと。六月三十日に此提案は坑夫組合の委員會に附議せられ、大多數を以て、吾人は贊同すべき也との推薦を附して各地方に回報するの議が決められたが地方に對する此通報が拒否せられ、八月十日の坑夫組合執行委員會は、八月十六日を期し尙全國的委員會議を召集する旨決議せり。(Labour Gazette August 1926)

○獨逸に於ける冬期失業補助金制度

(十二月八日「ユナイテッド・ステイツ」
「テイリ」十一月九日獨逸労働公報)

獨逸の失業補助金受領者数は十月十五日に於て約百五十萬人を算し、之に多少なりとも補助金を受くる約二百萬人の失業者を加ふるときは失業補助金を受くる者の總数は獨逸全人口の約十五分の一に達すべき現狀に在り。

最近十一月九日の布告により獨逸政府は更に本年十一月八日より明年三月三十一日に至る間失業補助金を日曜日以外毎日獨逸者に對して一刻五分方、既婚者

にして一割方増加することとなり。社会各階級は補助金増加を夫々倍額の三割及び二割にせんことを主張したり。併し失業者の窮状は勿論なれどもかくの如き多額の補助金は通常の賃銀標準若くはそれ以上の額に達すべきを以て採用せられざりき。加之財界回復の曙光見えざる今日特にかく多額の用費は國庫の堪ふる所に非ざるを以てなり。

大蔵大臣の計算に依れば今回の増額により失業補助金総額は月々九百五萬圓に上り國稅の増収により全部國に於て負擔せらるべし。

補助金額は東部中部西部に分たれし給付區域により多少の差あり。西部區域に於ける補助金最も多額なり各區域は更にA、B、C、D、E、に分たるものにして今、中部區域につきその毎週給付額を示せば左の如し。

一、二十一歳以上	A	C	D及びE
獨身者	二〇五五	一九一	一七七
其他 最初の八週間後	一七八	一六七	一五六
其他 以	一九六	一八三	一四九
二、二十一歳以下			
獨身者	一三六	一三七	一九二
其他 最初の八週間後	一〇八	一〇一	〇九五
其他 以	一一九	一一一	〇〇三
三、家族手当金	〇五五	〇五二	〇四九
配 偶者	〇三九	〇三七	〇三五
子 供、其他の家族	〇三九	〇三七	〇三五

○職業紹介聯絡取扱成績

(十一月分)

第一次求人聯絡日報
指定職業紹介所十一ヶ所中求人聯絡日報の發行なかりしもの二ヶ所(函館市、

宇治山田市各職業紹介所)
求人 數 七千六百五十人(男六、〇四二) 女一、六〇八)
求人口數 三千五百二十二件(男一、八四三) 女一、六七四)
紹介狀交付數 二千七十七件(男一、一七四) 女一、六〇三)
就職者數 四百七十九人(男四二一) 女五八)
求人数に對する紹介狀交付の割合は二割六分三厘にして前月より六分三厘の増
求人数に對する就職者數の割合は二割六分三厘にして前月より六分三厘の増
紹介狀交付に對する就職者數の割合は二割三分二厘にして前月より三分二厘減
第二次求人聯絡日報
指定職業紹介所三十ヶ所中聯絡日報の發行なかりしもの十ヶ所(札幌市、横濱、
中央、宇都宮市、長野市、仙臺市、甲府市、秋田市、高松、岐阜市、金澤市各
職業紹介所)
求人 數 二千五百五十二人(男二、〇二三) 女五二九)
求人口數 八百八十一件(男四七六) 女四〇五)
紹介狀交付數 五百三十三件(男二七二) 女二六一)
就職者數 二百三十二人(男一二二) 女一二〇)
求人数に對する紹介狀交付の割合は二割四分三厘にして前月より七分七厘増
求人数に對する就職者數の割合は九分にして前月より三分三厘増
紹介狀交付に對する就職者數の割合は四割六分一厘にして前月より二分九厘減
第三次求人聯絡日報
名古屋地方職業紹介事務局より發行なし。
求人 數 三百七十人(男三一八) 女五二)
求人口數 百四十四件(男四六) 女九八)
紹介狀交付數 八十九件(男四三) 女四六)
就職者數 五十一人(男四一) 女一〇)
求人数に對する紹介狀交付の割合は二割四分三厘にして前月より二分二厘増
求人数に對する就職者數の割合は一分三厘八厘にして前月より一分二厘増
紹介狀交付に對する就職者數の割合は五割七分三厘にして前月より一割五分一厘増

○主要地に於ける船員職業紹介状況(十一月分)

種別	取扱別	有		無	
		比較前月	本月	比較前月	本月
横濱市	求	九	三三六	九	三三六
大阪市	求	三	八〇六	三	八〇六
神戸市	求	三	八〇六	三	八〇六
長崎市	求	三	八〇六	三	八〇六
下関市	求	三	八〇六	三	八〇六
門司市	求	三	八〇六	三	八〇六
小樽市	求	三	八〇六	三	八〇六
比較前月	求	三	八〇六	三	八〇六
横濱市	未済	三	三三六	三	三三六
大阪市	未済	三	八〇六	三	八〇六
神戸市	未済	三	八〇六	三	八〇六
長崎市	未済	三	八〇六	三	八〇六
下関市	未済	三	八〇六	三	八〇六
門司市	未済	三	八〇六	三	八〇六
小樽市	未済	三	八〇六	三	八〇六
比較前月	未済	三	八〇六	三	八〇六

の如し。

取扱總數

求人 數	三、八七〇	一、三〇四	五、一七四
求職者 數	五、七、八三	七、七四〇	六、五、五七
同上再求 數	一、九、六〇	一、九、二〇	一、八、五三
就職者 數	一、五、四三	三、七〇九	一、八、八五
紹介狀交付 數	三、〇、八五	六、四〇一	三、七、二五
求人数に對する就職者數の割合		一四、八%	
求職者數に對する就職者數の割合		二九、%	

前月との比較
之を前月の取扱總數と比較するに取扱職業紹介所數に於て一ヶ所増加し、求人数に於ては、四、七三八人減少、求職者登錄數に於て、一、三五六人増加、求職者再求數に於て、一、〇四三人増加、就職者數に於て二〇五人、及紹介狀交付數に於て、一〇四件の減少を示せり。

就職率は一割減少せり。

由是觀之は、大體毎年の傾向として年末に至るに従ひ一般に勞務の需要は差控へられ求人数の減少を來せり之に反して勞務の供給は多少増進するの傾きあり就職者數の減少は需給の合致を缺ぐに原因するものなるべし。

前年同月との比較
更に之を前年同月の取扱總數と比較するに取扱職業紹介所數に於て九箇所増加し、求人数に於て一、〇四七人、求職者登錄數に於て三、〇一〇人、就職者數に於て、二、六一九人、紹介狀交付數に於て、八、六四六件、各減少を來し、求職者再求數に於てのみ、二九七人増加せり。斯くの如く今年は前年に比し、各取扱總數減少を來し、殊に求人数に於て此の現象の甚だしきは經濟界不況の影響が一般勞働市場に及ぼしたるものならん。

本月内の職業別取扱總數を擧ぐれば

工 業	求人 數	一〇、九六三	求職者 數	一八、二二〇	就職者 數	四、二一〇
上 木	求人 數	六、八六一	求職者 數	六、二八二	就職者 數	三、四一〇
商 業	求人 數	一、九四九	求職者 數	一、五、四一八	就職者 數	四、三一〇
農 業	求人 數	二、一五	求職者 數	三、〇三	就職者 數	一、四〇
水 産	求人 數	二、六	求職者 數	二、七	就職者 數	二、六

○職業紹介事業概況(十一月分)

全國百七十九箇所の職業紹介所に於て取扱へる十一月分職業紹介事業の概況左

統計

東京地方職業紹介事務局管内 職業紹介所別日備労働紹介旬報
大正十五年十一月分

旬別	職業紹介所別	求人数			求職者数			紹介件数			補要						
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	旬内ノ重ナル求人						
											業種別	賃	銀				
北 海 道	札幌市職業紹介所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	函館無料職業紹介所	242	—	242	231	—	231	231	—	231	市内雑役	1.70	1.30	1.50			
	小樽市職業紹介所	147	—	147	177	—	177	148	—	148	土木建築 雑	2.30	1.50	1.80			
	旭川市職業紹介所	6	—	6	6	—	6	6	—	6	薪切人夫	1.80	1.20	1.50			
	室蘭市職業紹介所	200	200	400	200	200	400	200	200	400	雑役	2.00	1.00	1.80			
	小計	595	200	795	614	200	814	585	200	785							
	上 海 道	東京市玉姫職業紹介所	4,453	—	4,453	4,850	—	4,850	4,453	—	4,453	下水人夫	2.28	1.40	1.55		
		同芝罘職業紹介所	6,896	—	6,896	8,244	—	8,244	6,896	—	6,896	官廳人夫	3.00	1.05	1.60		
		同新宿職業紹介所	3,380	—	3,380	3,380	—	3,380	3,380	—	3,380	土工	2.30	1.40	1.70		
		同坂本公園職業紹介所	6,213	154	6,367	6,694	154	6,848	6,213	154	6,367	人夫	1.00	1.40	1.65		
同深川公園職業紹介所		4,114	96	4,210	4,825	96	4,921	4,114	96	4,210	河港課人夫	2.20	1.60	1.80			
同江東橋職業紹介所		4,236	3	4,239	5,563	3	5,566	4,236	3	4,239	復興局人夫	1.80	1.70	1.70			
同技術労働職業紹介所		1,061	—	1,061	1,153	—	1,153	1,061	—	1,061	人夫	2.00	1.15	1.70			
同労働共済會職業紹介所		618	—	618	678	—	678	618	—	618	土工	2.50	1.80	2.00			
同救世軍月島職業紹介所		564	—	564	615	—	615	564	—	564	鐵工場手簿	2.50	1.80	2.00			
同千駄ヶ谷町職業紹介所		203	—	203	235	—	235	202	—	202	道路工事 人夫	2.00	1.30	1.50			
東 京	東京府千住職業紹介所	519	—	519	733	—	733	516	—	516							
	同王子職業紹介所	124	—	124	113	—	113	99	—	99							
	同大島職業紹介所	311	—	311	307	—	307	273	—	273	土工人夫	3.00	1.50	2.20			
	小計	32,692	253	32,945	37,395	253	37,648	32,625	253	32,878							
	神 奈 川	横浜市中央職業紹介所	3,863	—	3,863	4,020	—	4,020	3,863	—	3,863	工場雑役	2.00	1.50	1.75		
		同神奈川職業紹介所	1,330	—	1,330	1,412	—	1,412	1,330	—	1,330	神人夫	3.30	1.90	2.30		
		同保土ヶ谷町職業紹介所	50	—	50	69	—	69	52	—	52	鐵道工事 人夫	1.90	1.60	1.70		
		小計	5,248	—	5,248	5,501	—	5,501	5,250	—	5,250						
	合計	38,535	453	38,988	43,510	453	43,963	38,460	453	38,913							

大正十五年十一月分日備労働紹介旬別比較表 (太字ハ減)

旬別	管轄別	旬別	職業紹介所和数	求人数			求職者数			紹介件数			求人対求職者数ノ割合	求職者対紹介件数ノ割合	
				男	女	計	男	女	計	男	女	計			
															前旬
上 旬 分 (三十二箇所)	東京	本旬	21	33,535	453	38,988	43,510	453	43,963	38,460	453	38,913	113	89	
		前旬	21	37,972	363	38,335	43,041	363	43,404	37,853	363	38,216	113	88	
	大阪	本旬	9	11,601	233	11,834	12,729	271	13,000	11,597	233	11,830	110	91	
		前旬	9	10,520	242	10,762	11,741	286	12,027	10,513	242	10,755	112	89	
	名古屋	本旬	2	3,475	81	3,556	4,098	81	4,180	3,475	81	3,556	118	85	
		前旬	2	3,540	122	3,662	3,935	122	4,057	3,498	122	3,620	111	89	
	計	本旬	32	53,611	767	54,378	60,338	805	61,143	53,532	767	54,299	112	89	
		前旬	32	52,032	727	52,759	58,717	771	59,438	51,864	727	52,591	113	88	
	中 旬 分 (三十二箇所)	東京	本旬	21	37,338	554	37,892	41,946	554	42,500	37,262	554	37,816	112	89
			前旬	21	38,535	453	38,988	43,510	453	43,963	38,460	453	38,913	113	89
大阪		本旬	9	10,597	312	10,909	12,893	349	13,242	10,597	312	10,909	121	82	
		前旬	9	11,601	233	11,834	12,729	271	13,000	11,597	233	11,830	110	91	
名古屋		本旬	2	3,925	90	4,015	4,347	90	4,437	3,925	90	4,015	111	90	
		前旬	2	3,475	81	3,556	4,099	81	4,180	3,475	81	3,556	118	85	
計		本旬	32	51,860	956	52,816	59,186	993	60,179	51,784	956	52,740	114	88	
		前旬	32	53,611	767	54,378	60,338	805	61,143	53,532	767	54,299	112	89	
下 旬 分 (三十二箇所)		東京	本旬	21	37,655	514	38,169	42,349	514	42,863	37,597	514	38,111	112	89
			前旬	21	37,338	554	37,892	41,946	554	42,500	37,262	554	37,816	112	89
	大阪	本旬	9	9,950	254	10,204	12,657	288	12,945	9,950	254	10,204	127	80	
		前旬	9	10,597	312	10,909	12,893	349	13,244	10,597	312	10,909	121	82	
	名古屋	本旬	2	3,814	112	3,926	4,296	112	4,408	3,795	112	3,907	112	89	
		前旬	2	3,925	90	4,015	4,347	90	4,437	3,925	90	4,015	111	90	
	計	本旬	32	51,416	880	52,299	59,302	914	60,216	51,342	880	52,222	115	87	
		前旬	32	51,860	956	52,816	59,186	993	60,179	51,784	956	52,740	114	88	
	備考	職業紹介所数ハ取扱報告所数ヲ示ス													

大正十五年十一月分家庭職業(内職)紹介成績

職業紹介所別	職業別	求人 数	求職 者数	紹介 件数	職業紹介所別	職業別	求人 数	求職 者数	紹介 件数						
東京地方職業紹介事務局管内	東京市大塚職業紹介所	毛糸編物	10	1	1	大阪地方職業紹介事務局管内	羽織紐房付	1	1	1					
	東京市大塚職業紹介所	小計	10	1	1		京都市中央職業紹介所	和服裁縫	10	9	9				
		紡織	10	10	10			羽織組紐	1	1	1				
	東京市婦人職業紹介所	装身具	13	6	6		京都市中央職業紹介所	編物	2	1	1				
		小計	23	16	16			肩掛加工	20	4	4				
	愛国婦人会婦人職業紹介所	編物	8	1	1		京都市中央職業紹介所	小計	34	16	16				
		ミシン裁縫	8	7	7			和服裁縫	16	14	14				
		和服裁縫	40	34	34			帽子編	70	70	70				
	淀橋町職業紹介所	小計	56	42	42		愛媛愛媛支部職業紹介所	小計	86	84	84				
		編物	8	1	1			狀袋貼リ	6	6	6				
	十軒ヶ谷町職業紹介所	小計	—	7	—		長崎市職業紹介所	和服裁縫	3	5	3				
		編物	35	25	25			小計	9	11	9				
	横濱市中央職業紹介所	造花	10	5	5		名古屋地方職業紹介事務局管内	シヨール物	3	1	1				
		小計	45	30	30			小計	3	1	1				
	保土ヶ谷町職業紹介所	封筒貼リ	5	1	1		静岡市職業紹介所	麻糸ツナギ	30	1	1				
小計		5	1	1	帽子編	—		1	1						
新湯市職業紹介所	染付々	3	5	4	金澤市職業紹介所	小計	30	2	2						
	ミシン	3	4	3		製袋	1	1	1						
新湯市職業紹介所	小計	6	9	7	金澤市職業紹介所	釣針	1	1	1						
	和服類裁縫	32	32	32		摺糸	1	1	1						
新湯市職業紹介所	小計	32	32	32	名古屋地方職業紹介事務局管内	組紐	1	1	1						
	和服類裁縫	32	32	32		毛ガリかけ	2	1	1						
東京地方合計	小計	177	138	129	名古屋地方合計	小計	6	5	5						
	和服類裁縫	32	32	32		小計	36	7	7						
					大阪地方合計					132	112	110			
					名古屋地方合計					36	7	7			
東京地方合計					177	138	129	三地方合計					345	257	246

昭和元年十二月廿五日印刷
昭和元年十二月廿八日發行

中央職業紹介事務局

電話牛込三五九番

印刷所 東京市京橋區北横町九番地 西脇市

印刷所 東京市京橋區北横町八番地 成社印刷所 電話京橋八一三番

14-5
70

終

